

「個人情報保護に関する法律」の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しに係る本市の考え方（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

- 1 募集期間 令和4年9月1日（木）～ 令和4年9月30日（金）
- 2 意見の件数 14件
- 3 意見提出者数 1人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	1人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	背景の説明に関する意見	3件
2	法施行後、市が独自に条例規定すべき事項等に関する意見	5件
3	その他の個人情報保護に関する意見	2件
4	パブリックコメントの実施に関する意見	2件
5	その他の意見	2件
合計		14件

茅ヶ崎市 総務部 行政総務課 市政情報担当
0467-82-1111（内線 2521、2522、2526）
e-mail:gyouseisoumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■背景の説明に関する意見（3件）

(意見)

P1背景(1)法の概要と「・・・概念図」の説明をもう少しして欲しい。特に「・・・概念図」が分かりにくい。＜現行＞と＜改正後＞が。＜改正後＞の条例はどこに。「地方公共団体」の下に線引きあり

もう少し説明を「・・・法について」より抜粋にしても余計必要ではと思う

(市の考え方)

これまでは、民間事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」、国の行政機関に対しては「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等に対しては「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」と、それぞれ別個の法律が制定され、適用されてきました。また、各地方公共団体では、地域の特性等を踏まえて制定した個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度を運用してきました。

このように、それぞれ異なる法律や条例を適用して運用してきたことによるデータ流通の支障や、求められる保護水準を満たさない団体の存在等について問題提起がされていたことや、個人情報保護に関する国際的な制度調和の必要性等を背景に、個人情報保護制度について国による見直しが行われ、「個人情報の保護に関する法律」が改正されることとなりました。

この法改正により、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。これまで各地方公共団体が独自に制定した条例に基づき運用してきた個人情報保護制度は、法施行後は法に則り運用されることとされています。

資料に掲載の「法改正の概念図」につきましては、個人情報保護に係る法体系が改正後の法律（以下「法」という。）に一元化されることを表した図として、各地方公共団体が法の範囲内で制定する条例については特に記載がされない形で国の個人情報保護委員会事務局が資料としていたものを、抜粋し掲載したものです。

(意見)

法の概要（P 1）で社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・・・とありますが、デジタル故障や不正アクセス等々ないよう十分検討してもらいたい。最近でもニュースがあったと思う。

またマイナンバーカード 50%弱の取得から見てもデジタルについて市民全体を見て運営して欲しい。

(市の考え方)

ご意見のとおり、法の施行にあたり地方公共団体の個人情報保護制度に求められている「社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立」を図るためには、市における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえながら、安全管理措置を適切に講じていく必要があるものと考えております。

本市においては、既存の安全管理措置（情報セキュリティ対策に係るものを含む）について、国より示されている「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を踏まえて内容を見直したうえ、適切な個人情報の取扱いが行われるよう必要な規定を定めること、また、講じられた安全管理措置の内容が確実に行われていることの確認のため、定期的な情報セキュリティ運用監査を実施する等、必要な対応が行われるように制度運用してまいります。

また、制度運用にあたっては、マイナンバーカードの普及率等に関わらず、開示請求等の手続きを市民の皆さまが等しく利用することのできる体制を保持し、開示請求権等の個人の権利利益を侵害することの無いよう努めてまいります。

(意見)

案件のポイントで茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき運用してきた個人情報保護制度は国の当法律改正に伴い国の法律に従って運用する旨の記述があります。

また法の目的「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」とあります。そして「地方自治体に求められる対応で法に則り運用・地方公共団体は法の範囲内で必要最小限のみ条例規定できることから・・・市が独自に条例規定す・・・検討」とありますが、「法の範囲内で必要事項」とし最小限を削除し、検討したらと思います。

法の施行後は法に則り運用・法の範囲内で必要事項についてのみ条例規定したり運用しようと検討していることは理解できますがもう少し説明を。

(市の考え方)

国の個人情報保護委員会事務局が作成した施行後の法の概要に関する資料においては、今回の「個人情報の保護に関する法律」の改正に係る地方公共団体の個人情報保護制度の在り方として、「全国的な共通ルールを法律で設定」し、地方公共団体には「法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容」する旨が示されており、本素案でもこのような記載としたものです。

これまで各地方公共団体が独自に制定した条例に基づき運用してきた個人情報保護制度は、法施行後は法に則り運用されることとなりますが、一部の手続規定や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能とされています。そのため、以下のような事項の条例規定の必要性の有無や条例に規定すべき内容について、本市の考え方の素案をまとめたものです。

(1) 法施行後、市の条例に定める事項

- ア 個人情報ファイル簿及び個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成
- イ 開示決定の期限について
- ウ 開示請求に係る費用について
- エ 情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について
- オ 情報公開・個人情報保護審議会への諮問案件について
- カ 個人情報保護制度の運用状況の公表について

(2) 法施行後、市の条例に定めない事項

- ① 法施行日（令和5年4月1日）時点では導入を見送ることとする事項
 - ア 条例要配慮個人情報について
 - イ 行政機関等匿名加工情報制度について
- ② その他、条例規定は不要と考えた事項
 - ア 目的
 - イ 実施機関、事業者及び市民それぞれの責務や役割
 - ウ 開示請求等における代理請求

- エ 開示請求書の記載事項
- オ 開示義務における不開示情報
- カ 開示決定通知書等の記載事項
- キ 開示の実施
- ク 訂正請求における開示請求前置

なお、本市においては、現行条例に基づく個人情報保護と市民サービスの水準を保持するために必要な制度を、法の規定の範囲内で法施行条例等に規定すること、もしくは運用により対応することにより存続させ、個人情報の適切な取扱いの確保を図ることとしております。

■法施行後、市が独自に条例規定すべき事項等に関する意見（５件）

（意見）

P 2（１）では法施行後市の条例に定める事項の説明で特に“ア”の帳簿の作成等についても分かりにくいです。

（市の考え方）

法においては、1,000人以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイルについて、「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することが規定されています。法では、個人情報ファイル簿の作成・公表のみが義務付けられていますが、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の個人情報ファイルの場合等、法で定められている適用除外要件に該当すると作成・公表の義務はありません。

これに対し本市の現行条例では、個人情報を取り扱う事務について、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、公表することを規定しております。これは、取り扱う個人情報の人数に関わらず作成しているものです。

法のとおり、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の個人情報ファイルの場合には何らの帳簿も作成しないこととしてしまうと、現行の登録簿の機能である内部確認の機会、附属機関への報告による第三者点検の機会、帳簿の公表による本人関与の機会が確保できないと考えました。

そこで、本市における個人情報の適正な取扱いのために、法施行後は個人情報ファイル簿とは別に、個人情報ファイル簿に準じた内容を記載した市独自の帳簿を作成・公表することを条例に規定するものです。

（意見）

（２）の法施行後、市条例に定めない事項について、分かりにくいです。

（市の考え方）

2(2)「法施行後、市の条例に定めない事項」では、まずア「法施行日(令和5年4月1日)時点では導入を見送ることとする事項」において、法において条例で定めることが可能とされているもののうち、本市が法施行日時点での導入を見送ることとした事項である、「(ア) 条例要配慮個人情報について」や「(イ) 行政機関等匿名加工情報制度について」の考え方を説明しているものです。

また、イ「運用により法施行後も保護の水準を保つ事項」では、現行条例において一定の制限規定を設けていた、要配慮個人情報の取扱い、個人情報の本人外収集やオンライン結合による提供等について、法には該当する制限規定が無いことから、これらについても、安全管理措置、内部点検、第三者点検、本人関与の機会が確保されるよう、制度を運用することにより、現行条例に基づく個人情報保護と市民サービスの水準を維持することとし、その考え方を説明しているものです。

(意見)

(3) その他の相違点に対する考え方について、分かりにくいです。

(市の考え方)

2 (3)「その他の相違点に対する考え方について」では、本市において法と現行条例の規定内容を見比べた際に相違点が見受けられたもののうち、

- ・相違点は見受けられるものの、法施行後は法の規定により適切な措置や運用が図られるものと考えられるため、特に条例規定は必要でないと判断した事項
- ・相違点を踏まえて法施行後の運用等を今後職員向けのマニュアルに定めること等により対応が可能であるため、特に条例規定は必要でないと判断した事項

について、まとめて記載したものととなります。

ここに掲げた項目については、いずれも条例規定する必要はないと考えております。

(意見)

3. 個人情報保護と市民サービスの水準を保つための留意事項について、分かりにくいです。

(市の考え方)

3「個人情報保護と市民サービスの水準を保つための留意事項」では、法施行後も法の趣旨であるデータ流通と個人情報の保護の両立を図りつつ、現行条例に基づく個人情報保護と市民サービスの水準を今後も引き続き維持するために特に留意すべき事項について、安全管理措置、内部確認、第三者点検、本人関与の機会の確保の4点を挙げています。

法施行後の本市の実務における必要な対応を進めるにあたって、これらの留意事項が引き続き確保されるよう運用していくことにより、適切な個人情報の取扱いに資するものであると考えております。

(意見)

「対応の方向性」に説明はありますが、法施行後条例や運用が具体的にどう変わるかの説明ももう少し欲しい

(市の考え方)

法施行後は地方公共団体も法に基づき個人情報を取り扱っていくこととされていることから、本市において法施行後条例規定する内容といたしましては、現時点で次の6つの事項を想定しております。

- ・個人情報ファイル簿とは別に作成する「個人情報の保有状況を記載した帳簿」についての規定
- ・開示決定の期限についての規定
- ・開示請求に係る費用についての規定
- ・情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠についての規定
- ・情報公開・個人情報保護審議会への諮問案件についての規定
- ・個人情報保護制度の運用状況の公表についての規定

検討にあたっては、現行条例の個人情報保護と市民サービスの水準を法施行後も維持することが重要であると考え、市民の皆さまが実際に行う個人情報開示請求手続等においては、法施行後も変わらず、

- ・開示請求を受け付けてから決定までを15日以内に行うこと
 - ・費用負担の額は写しの交付等に要する費用の実費分のみとすること
- としております。

また、法施行により個人情報開示請求手続において変更が生じるものとしたしましては、

- ・開示請求ができる範囲に任意代理人が加わること
- ・電子申請による開示請求が可能となること

等が挙げられます。

上記のような事項につきましては、広報紙、ホームページをはじめとする媒体を通じて市民の皆さまへ情報提供を実施するよう努めてまいります。

■その他の個人情報保護に関する意見（2件）

（意見）

民間事業者や国の行政機関、県含む（地方公共団体）についても市との関連がある部分もあると思うので概略等多少を説明をと思う。

例えば、

- (1) 内密出産母の情報保管・国指針出自知る権利の対応
- (2) デジタル給与解禁へ、労働者を守る仕組みを
- (3) コロナワクチン接種記録保存 2市延長（国5年である市は30年、ある市10年と）
- (4) 市議（茅）は住所氏名TEL等の公表あり
- (5) 民生委員、青少年、自治会役員、環境指導員、まちづくり協議会役員等市はどこまで公表できる、するのか
- (6) 市の職員録は何処まで作るか、公表するか
- (7) かつては個人のTEL名簿や住民表の公表、学校卒業名簿等々多くあった時代昭和の終わり近くまでありました。今でも海岸まちぢから委員一覧・青少年協議会、海岸地区社協名簿など公表、配布されております。
- (8) またその名簿等はできるだけ連絡取りやすいよう（TEL等）配慮があればと思います
- (9) 市でも民生委員、青協、まちぢから協議会等の公表も出来るものならもっとして欲しい

ご存じとは思いますが、海岸まちぢから、海岸地社協、青少年協議会のお便り（名簿）添付します

（市の考え方）

民間事業者については、法第4章において「個人情報取扱事業者等の義務等」が、また国や都道府県等の行政機関については、第5章において「行政機関等の義務等」がそれぞれ定められており、これらの全国統一の規定に基づき、それぞれが個人情報を取り扱ううえで必要な対応や措置を検討・判断し、実施していくことが想定されます。

なお、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する基本方針」においては、「国は、各主体及び個人に対する広報・啓発に積極的に取り組むとともに、法の適切な運用等により、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進を図っていく」とされているほか、「各地方公共団体においては、各区域の特性に応じて、当該区域内の事業者や住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組むとともに、法及び法の趣旨に則った条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる」旨が示されていることから、本市においても、個人情報保護制度に係る正しい理解・運用のために必要な事業者・市民への対応について、各事業・事務担当において適切に実施していく必要があるものと考えております。

(意見)

R 4年9月NHK19時のニュース(判読不能)の注意委細で(詐欺)あなたは個人情報を漏らしたとしてお金を騙し取られた人が茅ヶ崎に居ますと注意報道あり、そのことも踏まえて茅ヶ崎市個人情報保護制度考えてもらえたらと
他、個人情報ニュース等多々あり省略

(市の考え方)

昨今の個人情報の悪用に係る事例等を踏まえ、本市における個人情報の取扱いについては、法施行後も引き続き、漏えい等の事故を防止するため適切な安全管理措置を講じ、また講じた対策の徹底及び確認に万全を期すよう努めてまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（2件）

（意見）

当パブコメ（意見募集）のPR（啓発）をもっと十分に行ってほしいです。

広報ちがさきの記事が小さく掲載され、見にくく見逃してしまう人も多いのではないかと思います。その他広報以外でも積極的にPRし、パブコメの応募者を増す努力をしないとパブコメの意味がなくなってしまわないか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした市の基本的な政策等に対して、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しております。

より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施することとしております。参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知に取り組んでまいります。

（意見）

当パブコメ実施にあたり説明会を実施してほしいです。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、「個人情報保護に関する法律」の改正に向けた本市の対応やスケジュールについては市ホームページにおいて周知するとともに、市の個人情報保護制度等の見直しに係る考え方について、市民公募の委員を含む「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会」へ諮問し、その答申を踏まえて素案を作成いたしました。今後とも、市の条例改廃等の際には、パブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

■その他の意見（2件）